

## 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例(平成25年静岡市条例第33号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (商業施設の構想の届出書)

第2条 条例第7条の規定による届出書の提出は、商業施設の建築等の構想届出書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、行うものとする。

- (1) 付近見取図(商業施設の建築等を行う土地の区域を示したもの。)
- (2) 施設の配置に係る構想を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、商業施設の建築等の構想の内容を示す図書

### (公告する事項)

第3条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 商業施設の位置
- (3) 商業施設の規模及び主な用途
- (4) 届出書の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 条例第10条第1項に規定する意見書の提出期限

### (説明会の開催方法等)

第4条 条例第9条第1項の説明会は、次に掲げるところにより開催するものとする。

- (1) 説明会は、条例第7条又は第12条第1項の規定による届出のあった日の翌日から起算して、おおむね3週間以内に開催すること。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の利便を考慮して開催の日時及び場所を定めること。
- (3) 説明会においては、商業施設の構想の内容を平易に記載した書類及び図面を配布の上、参加した者の質問に誠実に答えるよう努めること。

### (説明会の開催の公表等)

第5条 条例第9条第2項の規定による公表は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙におけるちらし等の折込みによる配付

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法

2 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 説明会の開催の日時及び場所

(2) 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 商業施設の位置

(4) 商業施設の主な用途

（説明会の開催の公表に係る書面の提出）

第6条 条例第9条第3項の規定による書面の提出は、説明会の開催の日時、場所、その他の具体的な開催計画及び条例第9条第2項の規定による公表の方法を記載した説明会開催計画書（様式第2号）により行うものとする。

（説明会の実施状況の報告）

第7条 条例第9条第5項の規定による報告は、説明会の出席者及び質疑応答の内容を記載した説明会開催報告書（様式第3号）により行うものとする。

（意見書の提出）

第8条 条例第10条第1項に規定する意見書の提出は、商業施設の建築等の構想に関する意見書（様式第4号）により行うものとする。

（見解書の提出）

第9条 条例第11条第1項に規定する見解書の提出は、商業施設の建築等に関する意見に対する見解書（様式第5号）により行うものとする。

（商業施設の構想の変更の届出書）

第10条 条例第12条第1項の規定による変更の届出書の提出は、商業施設の建築等の構想変更届（様式第6号）に第3条各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、行うものとする。

（静岡市商業環境形成審査会の会長）

第11条 条例第17条第1項の静岡市商業環境形成審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長は、審査会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、経済局商工部商業労政課において処理する。

(軽微な商業施設の建築等)

第14条 条例第18条第1号の規則で定める軽微な商業施設の建築等は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第3号又は第4号に規定する商業施設の建築等であって、これらの行為による建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の増加が、1,000平方メートル又はこれらの行為を行う前の商業施設の建物のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の床面積の1割に相当する床面積のいずれか小さい面積を超えない場合。ただし、増加後の床面積が、新たに1,000平方メートルを超えることとなる場合を除く。

- (2) 仮設及び一時的に行う商業施設の建築等

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（1枚目）

商業施設の建築等の構想届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

届出者 氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ㊞

電話

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第7条第1項の規定により、関係図書を添えて、  
次のとおり届け出ます。

商業施設の名称等					
建築事業者	住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名	(法人にあっては、名称及び代表者名)			
	電話番号				
商業施設の所在地等	地名地番	静岡市			
	用途地域				
	その他の地域				
	地区等				
指針における区域区分	指定建ぺい率	パーセント	指定容積率	パーセント	
	幹線道路沿線	<input type="checkbox"/> 該当	車線数	車線	
		幅員	m		
<input type="checkbox"/> 非該当					
行為の期間	着手予定日	年 月	完成予定日	年 月	
説明会の日時			説明会の場所		
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新築（ <input type="checkbox"/> 開発行為） <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 物販部分の増床				

## (2枚目)

## 商業施設の構想

構想の概要	主な用途			
	階数			建物の高さ m
		計画部分	既存部分	合計
	敷地面積	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	建築面積	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	延べ面積	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	小売業の用に供する部分の面積	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	従前の小売業の用に供する部分の面積	m <sup>2</sup>		
	用途ごとの面積	部分 約 m <sup>2</sup>	部分 約 m <sup>2</sup>	
主たる販売品目				

## (注)

- の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 指定建ぺい率とは敷地に建築可能な建築面積の敷地面積に対する割合を、指定容積率とは敷地に建築可能な延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 従前の小売業の用に供する部分の面積は、商業施設の建築等を行う前の小売業の用に供する部分の面積（一部取壊しを伴う商業施設の建築等の場合は、一部取壊しを行う前において小売業の用に供していた面積をいう。）をいいます。

様式第2号（第6条関係）

説明会開催計画書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 （法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地）

届出者 氏名 （法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名） ㊞

電話

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第9条第1項の規定による説明会を開催するの  
で、同条第3項の規定により、次のとおり提出します。

1 商業施設の名称及び位置

2 説明会開催の概要

（1）日時

（2）場所（会場、所在地、収容人数）

（3）周知方法

添付書類：周知のためのちらし等の草稿、説明会において配布する資料

様式第3号(第7条関係)

説明会開催報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名) ㊞

電話

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第9条第1項の規定による説明会を開催したの  
で、同条第5項の規定により、次のとおり報告します。

商業施設の名称				
商業施設の所在地				
場所				
説明会の概要	出席者	事業者	会社名 ( )	人
		会社名 ( )	人	
		会社名 ( )	人	
	住民	人		
質疑応答の概要		意見	回答	

(注) 説明会の状況の要旨を記録した書類又は住民に配布した書類があるときは、当該書  
類を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

商業施設の建築等の構想に関する意見書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 （法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地）

提出者 氏名 （法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名） ㊞

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第10条第1項の規定に基づき、商業施設の構想について、次のとおり意見を提出します。

- 1 商業施設の名称
- 2 意見の内容

様式第5号（第9条関係）

商業施設の建築等に関する意見に対する見解書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

提出者 氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ㊞

電話

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第11条第1項の規定に基づき、商業施設の建築等に関する意見に対する見解を提出します。

1 商業施設の名称及び所在地

2 意見に対する見解の内容

意見	意見に対する見解

様式第6号（第10条関係）

商業施設の建築等の構想変更届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 （法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地）

届出者 氏名 （法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名） ㊞

電話

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第12条第1項の規定により、関係図書を添えて、  
次のとおり届け出ます。

変更の内容			
変更の理由			
		変更前	変更後
商業施設の名称等			
建築事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		
	電話番号		
商業施設の所在地等	地名地番		
	用途地域		
	その他の地域地区等		
	指定建ぺい率		
	指定容積率		
指針における区域区分			
幹線道路沿線			
行為の期間	着手予定日	年 月	年 月
	完成予定日	年 月	年 月
説明会の開催	日時		
	場所		

## (2枚目)

## 商業施設の構想

構想の概要			変更前	変更後
	主な用途			
	階数			
	建物の高さ		m	m
	敷地面積	計画部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		既存部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		合計	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	建築面積	計画部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		既存部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		合計	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	延べ面積	計画部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		既存部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		合計	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
	小売業の用に供する部分の面積	計画部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		既存部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
		合計	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>
従前的小売業の用に供する部分の面積		約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	
用途ごとの面積	部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	
	部分	約 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	
	主たる販売品目			

(注)

- の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 指定建ぺい率とは敷地に建築可能な建築面積の敷地面積に対する割合を、指定容積率とは敷地に建築可能な延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 従前的小売業の用に供する部分の面積は、商業施設の建築等を行う前の小売業の用に供する部分の面積（一部取壊しを伴う商業施設の建築等の場合は、一部取壊しを行う前において小売業の用に供していた面積をいう。）をいいます。